

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 仮徴収(4月・6月・8月の年金天引き)が始まります



仮徴収とは？

年間保険税(料)が決まるまでの間、4月・6月・8月の年金から、暫定の税額を天引きさせていただくことです。年間保険税(料)は、前年中の所得に基づき7月または8月に決定します。

対象となる方

- ・年額 18 万円以上の年金を受給している方
- ・介護保険料との合計額が年金支給額の 2 分の 1 を超えない方
- ・国民健康保険の場合は、世帯の加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯主

仮徴収の金額

● 年金天引きとなっている方 (令和8年2月現在) ▶ 令和8年2月と同じ額

例：令和8年度保険税(料) 60,000 円の場合

年金支払月	令和7年度			令和8年度					
	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収(天引き)額	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	12,000	12,000	12,000

年間保険税(料)確定後、仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月・12月・2月の年金から徴収します。

● 新たに年金天引きの対象となった方 ▶ 令和7年度保険税(料)の年額の6分の1の額

※金額等の詳細については、4月に送付する「仮徴収開始通知書」をご確認ください。



新中学1年生の保護者の方へ

福・すこやか医療福祉費支給制度のご案内

市独自の医療費助成制度

すこやか医療福祉費は(福)対象外の方を助成する市の制度です。

4月から中学1年生となる方で、お持ちの「医療福祉費受給者証」の有効期限が令和8年3月31日となっている方には、新しい受給者証として「福受給者証」または「すこやか受給者証」を3月末までに送付します。

◎すこやか受給者証の方が入院する場合

「入院用受給者証」が必要になりますので、保険年金課またはさしま窓口センターで申請をお願いします。



受給者証の名称	福医療福祉費受給者証	すこやか医療費受給者証
受給者証の色	ピンク	うぐいす
受給者証が使える医療機関	県内	○
	県外	×
入院時の使用	○	×

受給者証を提示せずに支払った時や、県外の医療機関を受診した場合は、払戻しの手続きができません。詳細についてはお問い合わせください。



年金についてのご案内

無年金にならないための制度があります

● 無年金とは？

公的年金を受け取れない状態のことです。年金を受給するには10年(120か月)以上保険料を納める必要があります。足りない場合は無年金になってしまいます。

● 国の制度をご活用ください

無年金にならないため、免除申請、追納、任意加入などの手続きがあります。これらの制度を上手に活用し、無年金にならないように気を付けましょう。詳細については、保険年金課または下館年金事務所(☎0296(25)0829)にお問い合わせください。

国民年金保険料学生納付特例制度

学生の方で所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

● 対象となる方

- ・学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生
- ・ご本人の前年所得が、128万円+(扶養親族等の数×38万円)以下である方

▼警察官を名乗る者であっても、お金の話がでたら、一旦電話を切り、最寄りの警察に相談しましょう